

大野城市障がい者支援センター
指定管理者募集要項

令和8年9月
福祉サービス課

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定管理者の指定の基準等	2
5	指定管理者が行う業務の範囲	2
6	指定管理者が行う管理の基準	2
7	指定の期間	3
8	サービスの運営方針	3
9	関係法令等の遵守	4
10	指定管理者の募集及び指定の主なスケジュール	5
11	指定管理者候補者選定基準	5
12	施設の管理運営に要する費用	5
13	施設の維持管理及び修繕の分担	5
14	費用及び危険負担の範囲	6
15	応募	6
16	応募手続き等	7
17	使用者の状況に関する資料の提供	8
18	質問の受付・回答	8
19	現地確認	9
20	応募書類及び選定結果についての公表	9
21	指定管理者の指定の取り消し等	9
22	指定管理者の選定	10
23	大野城市指定管理者候補者選定委員会	11
24	指定管理者の指定、協定締結	11
25	引継ぎ業務等の実施	11
26	使用者・保護者との連携	11
27	その他	12
28	応募書類	13
	別紙	15
	様式	26

1 指定管理者の募集

大野城市は、大野城市障がい者支援センター（以下「障がい者支援センター」という。）の設置目的に沿った効果的な運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 34 号。以下「条例」という。）第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、この要項に定めるところによる指定管理者の募集を行います。

2 施設の設置目的

市内の身体障がい者、知的障がい者等に対し、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、もって日常生活又は社会生活における自立を促進するとともに、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として設置します。

3 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 名 称 | 大野城市障がい者支援センター |
| (2) 場 所 | 大野城市上大利五丁目 18 番 8 号 |
| (3) 開設時期 | 平成 26 年 4 月 |
| (4) 事 業 | 生活介護、就労継続支援 B 型、特定相談支援、障害児相談支援、その他設置の目的を達成するために必要な事業 |
| (5) 定 員 | 生活介護 20 名、就労継続支援 B 型 10 名 |
| (6) 施設概要 | |
| 建設年月日 | 平成 16 年 11 月 |
| 敷地面積 | 1,998 m ² |
| 構 造 | 鉄骨造 1 階建 |
| 延床面積 | 564.75 m ² |
| 設 備 | 訓練・作業室 2 室（126.0 m ² 、94.5 m ² ）
多目的室 1 室（47.25 m ² ）
医務室 1 室（18.15 m ² ）
相談室 3 室（15.75 m ² 、18.45 m ² 、16.44 m ² ）
入浴室 1 室（9.82 m ² ）
事務室 1 室（31.5 m ² ）
倉庫 1 室
多目的トイレ 2 室、シャワー室 1 室、トイレ男女それぞれ 1 室、
湯沸室 1 室
更衣室 4 室
物入 4 箇所
栽培室、物置小屋（屋外） |
| 平 面 図 | 別紙 1 のとおり（P15 参照） |

4 指定管理者の指定の基準等

障がい者支援センターの指定の基準は、条例（別紙2・P16 参照）第11条第2項に定めるものとする。また、令和8年10月1日時点で、次に掲げる要件をいずれも満たす法人であることを要するものとします。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護の事業実績があること。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型の事業実績があること。
- ③ 障害者総合支援法第5条第19項に規定する特定相談支援事業の事業実績があること。
- ④ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業の事業実績があること。

5 指定管理者が行う業務の範囲

- ① 生活介護を行うこと。
- ② 就労継続支援B型を行うこと。
- ③ 特定相談支援を行うこと。
- ④ 障害児相談支援を行うこと。
- ⑤ 使用許可を行うこと。
- ⑥ 使用許可の取消し等を行うこと。（使用許可の取消し等を行おうとするときは、事前に必ず市と協議すること。ただし、緊急の場合は除く。）
- ⑦ 利用料金に関すること。
- ⑧ 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕を除く。）を行うこと。
- ⑨ その他設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

6 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開所時間

障がい者支援センターの開所時間は、8時30分から17時までとします。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更することができます。

事業計画上、開所時間の変更を要する場合は、提案書にその内容を明記してください。

(2) 閉所日

障がい者支援センターの閉所日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に閉所日を設けることができます。

事業計画上、閉所時間の変更を要する場合は、提案書にその内容を明記してく

ださい。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 8月13日から8月15日までの日
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 使用許可の制限

指定管理者は、次のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができます。なお、使用許可の制限を実施しようとするときは、事前に必ず市と協議することとします。（緊急の場合は除く。）

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 感染症にかかっているとき。
- ④ その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(4) 使用許可の取消し等

指定管理者は、障がい者支援センターの使用の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、もしくは使用条件を変更することができます。なお、使用許可の取消し等を行おうとするときは、事前に必ず市と協議することとします。（緊急の場合は除く）

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 感染症にかかっているとき。
- ④ その他施設の管理上支障があると認められるとき。

[例]

ア 使用許可の条件に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

ウ 条例又は大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成26年規則第8号。以下「条例施行規則」という。）に違反したとき。

7 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

8 サービスの運営方針

- ① 大野城市民を主たる対象としたサービスを行うこととします。また、事業の実施地域を「大野城市の全域」と定めることとします。
- ② 重度・重複障がい、強度行動障がい等、支援の難しい身体・知的障がい者の受け入れを積極的に行うこととします。
- ③ 現在の障がい者支援センターのサービス水準以上のサービスを確保することとします。具体的には、次の点に留意することとします。

ア 現在の障がい者支援センターの利用者については、本人が希望する限りにお

いて、令和 9 年 4 月以降においても、障がい者支援センターを継続的に利用できるものとする。

イ 送迎サービスについては、使用者に対して、本人が希望する限りにおいて、ドア・ツー・ドア（自宅の戸口から施設まで）の送迎サービスを行うこと。

④ 使用者・保護者との意見や要望を反映した運営体制を整えることとします。

9 関係法令等の遵守

指定管理者は、障がい者支援センターの管理運営を行うにあたっては、関係する法令等がある場合は、それらを遵守しなければならないものとします。

○ 主な関係法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
- ・ 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年省令第 19 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年省令第 174 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年省令第 171 号）
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・ 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）
- ・ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年省令第 11 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年省令第 15 号）
- ・ 大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 34 号）
- ・ 大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 8 号）
- ・ 大野城市情報公開条例（平成 16 年条例第 1 号）
- ・ 大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）
- ・ 大野城市財務規則（昭和 53 年規則第 3 号）
- ・ その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

1 0 指定管理者の募集及び指定の主なスケジュール

指定管理者の募集及び指定の主なスケジュールは次のとおりです。なお、詳細は項目 1 6 以下を参照してください。

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| ① 募集要項の公表・配布 | 令和 8 年 9 月 30 日(水)～10 月 20 日(火) |
| ② 質問の受付 | 令和 8 年 9 月 30 日(水)～10 月 13 日(火) |
| ③ 応募書類の受付 | 令和 8 年 9 月 30 日(水)～10 月 20 日(火) |
| ④ 第一次審査 | 令和 8 年 10 月下旬 |
| ⑤ 第二次審査 | 令和 8 年 11 月上旬 |
| ⑥ 選定結果の通知 | 令和 8 年 11 月中旬 |
| ⑦ 仮協定の締結 | 令和 8 年 11 月下旬 |
| ⑧ 指定管理者の指定（市議会） | 令和 8 年 12 月下旬 |
| ⑨ 本協定の締結 | 令和 9 年 3 月下旬 |

1 1 指定管理者候補者選定基準

別紙 3「大野城市障がい者支援センター指定管理者候補者選定基準（P19 参照）」

1 2 施設の管理運営に要する費用

障がい者支援センターは、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づき利用料金制を導入し、指定管理者は次に掲げる利用料金を収入として収受するものとします。また、指定管理者は、収受した利用料金により指定管理業務を運営することとします。

① 介護給付費及び訓練等給付費

障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

② 計画相談支援給付費

障害者総合支援法第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

③ 障害児相談支援給付費

児童福祉法第 24 条の 26 第 2 項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

④ 特定費用

障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する特定費用の額

1 3 施設の維持管理及び修繕の分担

(1) 施設について

施設の管理については、善良な管理者の注意義務の範囲内で行うものとします。

(2) 施設の修繕について

施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、市の費用と責任において実施するものとします。

ただし、施設の修繕については、1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、市の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとします。

なお、施設の修繕については、修繕等箇所の合理的な範囲（最も合理的方法で発注した《一括発注等》と認められる範囲）を 1 件とします。

(3) 備品の貸与等

施設にある市所有の備品は無償で貸与します。貸与備品については、常に良好な状態に保つものとします。

なお、貸与備品が経年劣化等（指定管理者の故意または過失による毀損滅失を除く。）により、業務実施の用に供することが出来なくなった場合には、市と協議のうえ、必要に応じて市の負担により当該備品の購入または調達を行うものとします。

(4) 車両の貸与

送迎・事務用の車両 1 台（リフトカー）を無償で貸与します。車両については、常に良好な状態となるよう指定管理者が自己の費用と責任において点検、整備等を行うとともに、法定点検及び車検を行うこととします。

なお、貸与する車両が廃車となった場合は、市による新たな車両の貸与はありません。

1 4 費用及び危険負担の範囲

指定管理者が費用及び危険を負担する範囲は、別紙 4「リスク分担表（P22 参照）」のとおりとします。

ただし、同表で定める事項に疑義がある場合又は表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとします。

1 5 応募

応募者は、「4 指定管理者の指定の基準等」に掲げる要件を満たすほか、以下に掲げる全ての事項に該当しない法人とします。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続をしている法人等
- ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続をしている法人等
- ③ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- ④ 直近 2 年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人等
- ⑤ 障がい者支援センター指定管理者の選定を行う大野城市指定管理者候補者選定委員会委員が属する法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人

等

- ⑦ 過去に指定管理者の指定の取消を受けた法人等

1.6 応募手続き等

(1) 募集要項及び仕様書の配布

① 配布場所

すこやか福祉部 福祉サービス課 障がい福祉担当

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号

TEL 092-580-1853

E-mail fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

※市ホームページでも取得できます。

② 配布期間

令和8年9月30日(水)～10月20日(火) 午前9時～午後5時

(ただし、土・日曜日、祝祭日を除く。)

(2) 応募書類の提出

応募者は、応募書類に必要事項を記入の上、提出してください。(応募書類の詳細は、「2.8 応募書類」(P13)を参照)

(3) 応募書類の受付期間及び場所

① 受付期間 令和8年9月30日(水)～10月20日(火) 午前9時～午後5時

(ただし、土・日曜日、祝祭日を除く。)

※提出の際は、電話予約のうえ、来庁願います。

※事故防止のため、郵便等での提出は受け付けません。

② 提出場所 すこやか福祉部 福祉サービス課 障がい福祉担当

TEL092-580-1853 (直通)

③ 提出に関するその他の留意事項

- ・提案された内容については、指定管理者の指定時に協定書に反映しますので、その旨を留意のうえ、提案を行って下さい。
- ・市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、応募を無効とします。
- ・応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

(4) 応募費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

(5) 資料の取り扱い

項目1.7に基づき市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、複製や外部提供（複製物の提供、閲覧の許可等）を行うことを禁じます。

市が提供した資料は、提案書を提出する時に返却してください。

1 7 使用者の状況に関する資料の提供

提案書を作成するための必要資料として、希望する法人に対して、現在の障がい者支援センターの使用者に関する次の事項を記載した資料を提供することができます。

- ① 性別
- ② 年齢
- ③ 障害支援区分
- ④ 身体障害者手帳の等級
- ⑤ 療育手帳の程度
- ⑥ 障がい者支援センターの利用状況（令和7年度分）

1 8 質問の受付・回答

この要項等に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問者の資格

応募の資格を有する者としてします。

(2) 質問者の登録手続き

- ・ 質問者は、まず、団体名称、担当者名、電話番号及びメールアドレスを、市が指定するメールアドレス（fukusi@city.onojo.fukuoka.jp）へ送信して下さい。
- ・ 題名は、「大野城市障がい者支援センター指定管理者募集要項に対する回答アドレス登録」として下さい。
- ・ 市は、メールを受理次第、送信者に対し、登録完了のメールを返信しますので、確認をお願いします。
- ・ 登録完了後、質問を行うことができます。

(3) 質問の方法

- ① 受付期間 令和8年9月30日(水)～10月13日(火)
- ② 受付時間 随時（ただし、最終日については、午後5時まで）
- ③ 受付方法

質問書（様式1・P26 参照）に記入の上、市が指定するメールアドレス（fukusi@city.onojo.fukuoka.jp）に添付して送付して下さい。

なお、受付については、電子メールのみとし、FAX、電話、口頭での質問は受け付けません。

④ 質問回答

質問に対する回答については、質問者をはじめ、(2)の登録手続きをした者全員に対し電子メールにて随時回答します。なお、最終回答は、10月16日(金)までに行います。

⑤ 回答内容の効力

回答内容は本募集要項及び管理運営仕様書と同等の効力を有するものとします。

1 9 現地確認

施設概要、現在の利用者の状況等について、現地確認を希望する場合は、下記のとおり事前申込を行ってください。

① 現地確認期間 令和 8 年 9 月 30 日(水)～10 月 13 日(火)

② 申込方法

すこやか福祉部 福祉サービス課 障がい福祉担当（Tel.092-580-1853）に事前に希望現地確認日時を連絡してください。調整のうえ、日時を決定します。

2 0 応募書類及び選定結果についての公表

応募書類については、公表しません。ただし、応募者の名称及び選定結果については、公表しますので予めご了承ください。

2 1 指定管理者の指定の取り消し等

市は、指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(1) 指定の取消・管理業務の停止に関する例

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による故意に従わないとき。
- ③ 条例、条例施行規則又は大野城市障がい者支援センター指定管理者基本協定書に定める規定に違反したとき。
- ④ 本件募集要項における申込資格を失ったとき。
- ⑤ 本件申込みの際に提出した書類の内容に、虚偽があることが判明したとき。
- ⑥ 団体の経営状況悪化等により業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- ⑦ 組織的な非違行為が行われていた場合等、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
- ⑧ 管理業務が行われないとき。

(2) 指定の取消・管理業務の停止に該当する場合の処分

指定の取消・管理業務の停止の事由に該当する場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等との観点から、以下の事項について検討し、公平・適切な処分を行います。

- ・取消等の処分の要否
- ・処分の程度（指定取消、業務全部停止、業務一部停止）
- ・処分の時期

- ・ 処分を行った後の施設の管理方法

2 2 指定管理者の選定

指定管理者の選定については、次の方法により実施します。

大野城市すこやか福祉部 福祉サービス課による事前評価による選定を経た後、大野城市指定管理者候補者選定委員会による第一次・第二次審査を行います。

(1) 事前評価による選定

- ・ 応募書類に不備がないか否か精査し、不備がある場合は、失格とします。
- ・ 応募者が4者以上ある場合、「大野城市障がい者支援センター指定管理者候補者選定基準（別紙3・P19参照）」の【提案書評価】のうち、評価項目「2 法人の実績に関する事項①～⑩」の審査を行い、その合計点の上位3者を選定します。

(2) 第一次審査の方法

提案書評価点を、「大野城市障がい者支援センター指定管理者候補者選定基準（別紙3）」の【提案書評価】に基づき算出します。

(3) 第二次審査の実施

第二次審査（提案業者によるプレゼンテーション）を下記のとおり実施します。

- ① 開催日 令和8年11月上旬
- ② 開催場所 大野城市役所

※開始時間等の詳細については、第二次審査開催通知に記載します。

(4) 第二次審査

- ① プレゼンテーションによる第二次審査を行い、提案書評価点にプレゼンテーション評価点を加え、指定管理者を選定します。
- ② 第二次審査は、プレゼンテーション（10分以内）と、質疑応答（10分程度）とします。
- ③ 質疑は、提案書の内容について行います。
- ④ 応募者からの出席者は、4名以内とします。
- ⑤ プレゼンテーションにパワーポイント等を使用する場合は、プロジェクター、及びスクリーンは、市が準備しますので、事前に連絡してください。

(5) 選定結果の通知

- ・ 選定結果については、令和8年11月中旬に提案業者へ郵送にて通知します。
- ・ すべての提案業者の得点を記載した一覧表を、福祉サービス課窓口で公表します。公表期間は、令和8年11月中旬から11月末までとします。
- ・ 提案業者より、選定結果について不服申立てがあった場合は、福祉サービス課窓口で受付し、後日、回答を行います。
- ・ 不服申立ての期限は、大野城市企画競争による業者特定実施要綱（平成20年要綱第32号）第20条第3項により、選定結果通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内とします。

2 3 大野城市指定管理者候補者選定委員会

指定管理者の選定は、公共サービスの質の向上と行政経営の効率化を図るために、大野城市指定管理者候補者検討委員会及び大野城市指定管理者候補者選定委員会設置要綱（平成 29 年要綱第 21 号）に基づき委員会を設置し、同委員会で行います。

なお、委員数は 7 名、委員構成は次のとおりとなっています。

- ・ 検討委員（すこやか福祉部長・地域創造部長） 2 名
- ・ 外部委員（公認会計士等） 3 名
- ・ 市職員（財産管理課長・すこやか長寿課長） 2 名

2 4 指定管理者の指定、協定締結

指定管理者の選定後に、仮協定の締結、指定管理者の指定、本協定の締結を次の方法により実施します。

(1) 仮協定の締結

指定管理者の選定後に仮協定の締結をします。（令和 8 年 11 月下旬予定）

(2) 指定管理者の指定

地方自治法第 244 の 2 第 6 項の規定により、議会の議決後に、指定管理者の指定を行います。（令和 8 年 12 月下旬）

なお、指定に当たっては、指定団体に通知するとともに、大野城市公告式条例（昭和 51 年 12 月 24 日条例第 26 号）の規定により告示します。

(3) 本協定の締結

指定管理者の指定後に本協定を締結します。（令和 9 年 3 月下旬）

2 5 引継ぎ業務等の実施

(1) 指定期間前の施設職員候補者の配置について

指定管理者は選定後、施設に職員候補者（管理者、支援員等）を配置して、利用者との人間関係、信頼関係づくりを進めるものとします。

事業の開始時の準備行為に関する諸費用については、指定管理者の負担とします。

(2) 業務の引継ぎ

令和 9 年 3 月下旬（指定管理者の指定後）から令和 9 年 4 月末（予定）まで、前管理者との間で、業務の引継ぎを行います。

(3) 指定期間満了等の引継ぎ

指定期間満了又は指定の取消し時に、指定施設の運営に支障のないよう市の指示に従って引継ぎ業務を行ってください。

2 6 使用者・保護者との連携

使用者・保護者との意見や要望を反映した運営体制を整えるものとします。

なお、指定管理者候補者は、審査結果の通知後速やかに、障がい者支援センターの使用者・保護者との懇談会を開催することとします。

2.7 その他

(1) 施設賠償責任保険

市では、障がい者支援センターに対する火災保険に加入しています。

指定管理者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険（施設賠償保険、傷害保険等）に加入することとします。指定管理者で加入する保険料は、指定管理者の負担とします。

(2) 個人情報保護

指定管理者は、管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません（指定期間終了後も同様です）。

(3) モニタリング（第三者評価）

事業内容のモニタリング（第三者評価）は、大野城市公共サービス改革委員会（民間及びICT等の活用のあり方診断部会）が行います。

本委員会は、指定管理者及び施設所管課が作成した事業報告書及び評価シートを基にサービス内容をチェックし、業務内容に関する改善提案（診断）を行います。

また、本委員会は、事業報告の内容について、必要に応じて指定管理者へヒアリングを行います。

(4) 収支決算における収支差額（黒字額）について

各年度の収支決算において、収支差額（黒字額）が発生した場合、その取り扱いについては、市と協議するものとし、協議の結果、当該差額の一部について、市への納付を求めることがあります。

28 応募書類

応募書類は、次のとおりとします。

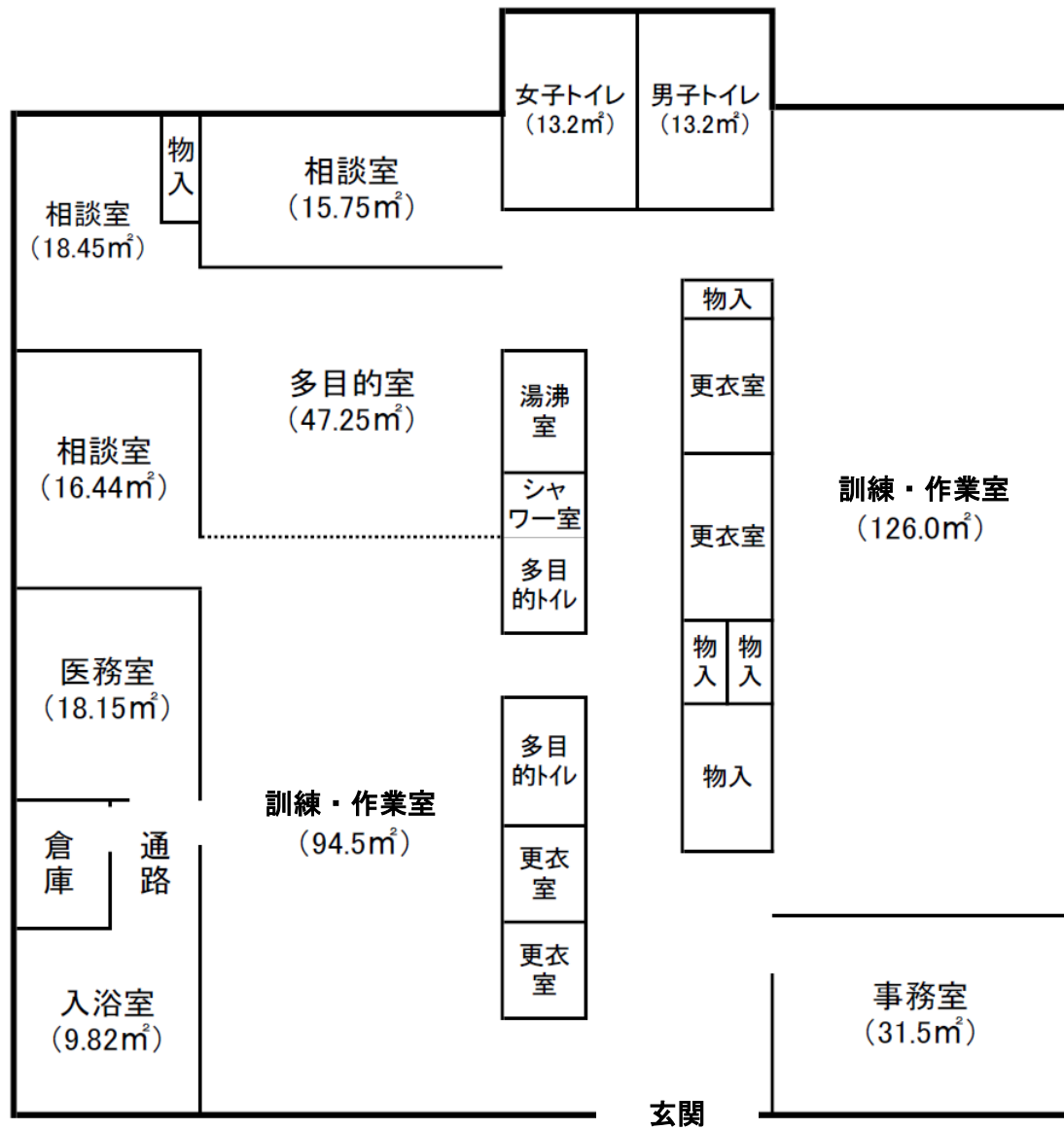
	応募書類	作成上の注意	様式 頁数	提出 部数
①	指定管理者指定申請書		様式第2号 P27	1部
②	団体の概要調書		様式第3号 P28	1部
③	収支計画表及び提案額		様式第4号 P29	11部
④	提案書	提案書は、「大野城市障がい者支援センター指定管理者候補者選定基準（別紙3）」の審査基準について、簡潔に記したものにしてください。 提案書は50頁以内（A4版両面印刷）で作成してください。 電子媒体（CD-R：ワード又はエクセル形式）を併せて提出してください。（1部）		11部
⑤	定款・寄付行為・規約・その他これらに類する書類			1部
⑥	役員名簿			1部
⑦	団体の事業計画書	令和8年度分		1部
⑧	団体の事業報告書	令和5年度～令和7年度分（3年間分）		1部
⑨	法人の登記簿謄本	3ヶ月以内に取得したもの		1部
⑩	財務諸表（貸借対照表・損益計算書《明細書付》・キャッシュフロー計算書・株主資本等変動計算書）	令和5年度～令和7年度分（3年間分）		1部

	応募書類	作成上の注意	様式 頁数	提出 部数
⑪	印鑑証明書	3 ヶ月以内に取得したもの		1 部
⑫	法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等に滞納がないことを証する書類	3 ヶ月以内に取得したもの（直近 2 年間分）		1 部
⑬	必要な資格等に係る証明書の写し			1 部
⑭	誓約書・確約書		様式第 5 号・第 6 号 P31・P32	各 1 部
⑮	上記応募書類のうち該当のないものについての申立書		様式第 7 号 P33	1 部

- ・ 応募書類は表紙を付け左綴じとし、上記の①～⑮の順に並べ、ページ番号を付記し、インデックスを添付したものを 1 部提出してください。
- ・ 「収支計画表及び提案額」及び「提案書（左綴じ）」は、1 部を正本とし、10 部を副本として提出してください。
- ・ 副本分の 10 部については、申請者が特定されないように事業所名や住所の一部等を黒塗りにした上で、提出してください。
- ・ 応募書類の規格は、既存のパンフレット等を除き、A4 版タテとします。
- ・ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ・ 原則として、提出した書類の内容のみで評価いたしますので、独自性などアピールしたい点等は、すべて記載してください。
- ・ 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(別紙 1)

大野城市障がい者支援センター平面図



（別紙 2）

大野城市障がい者支援センターの設置及び管理に関する条例

平成25年10月25日条例第34号
改正 令和 7 年12月19日条例第32号

（設置）

第1条 身体障がい者、知的障がい者等に対し、生活能力、就労能力等の向上に必要な支援等を行い、日常生活又は社会生活における自立を促進するとともに、障がい者の福祉の増進を図るため、大野城市障がい者支援センター（以下「障がい者支援センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 障がい者支援センターは、大野城市上大利五丁目18番8号に設置する。

（事業）

第3条 障がい者支援センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関すること。

（2） 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。

（3） その他設置の目的を達成するために必要な事業

（使用することができる者）

第4条 障がい者支援センターを使用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

（1） 法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定を受けた者

（2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の措置に係る者

（3） その他市長が必要と認める者

（使用許可）

第5条 障がい者支援センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2） 施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3） 感染症にかかっているとき。

（4） その他施設の管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し）

第7条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号の規定に該当することとなったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

- (2) 法第29条第1項に規定する特定費用の額として実費に相当する額

2 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(開所時間及び閉所日)

第9条 障がい者支援センターの開所時間は、8時30分から17時までとする。

2 障がい者支援センターの閉所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 8月13日から8月15日までの日

- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、開所時間若しくは閉所日を変更し、又は臨時に閉所日を設けることができる。

(指定管理者による管理)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、障がい者支援センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に障がい者支援センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 地方自治法第244条の2第9項の規定により、前項の利用料金の額は、第8条第1項に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、市長が必要と認める場合を除くほか、利用料金を減額し、又は免除することができない。

5 第1項の規定により指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び第8条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定により指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合は、前条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同条第1項に規定する開所時間若しくは閉所日を変更し、又は臨時に閉所日を設けることができる。

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、障がい者支援センターの管理を行わせるに最適な者を指定管理者の候

補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、市民の公平な使用を確保するものであること。
- (2) 事業計画の内容が、障がい者支援センターの効用を十分に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること及び設置の目的を達成するために十分な能力を有していること。
- (4) その他市長が障がい者支援センターの性質又は目的に応じて定める基準

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 障がい者支援センターの使用許可、使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 障がい者支援センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕を除く。）に関する業務
- (4) 障がい者支援センターの利用料金に関する業務

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、障がい者支援センターの管理に当たり、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は前条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大野城市障がい者きょうどう作業所の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 大野城市障がい者きょうどう作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第18号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の規定による障がい者支援センターの使用申請その他使用のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5 指定管理者に障がい者支援センターの管理を行わせる場合においては、当該指定管理者が管理を行うこととされた日前に市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、当該指定管理者がした許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和7年12月19日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

(別紙 3)

大野城市障がい者支援センター指定管理者候補者選定基準

提案書評価 440 点満点 + プレゼンテーション評価 60 点満点 = 合計 500 点満点で評価します。

1. 提案書評価

審査の視点	審査項目	審査基準	配点
1 事業に対する基本的な姿勢	①施設の管理運営方針	施設の設置目的を踏まえた管理運営方針が設定されているかを評価する。	20
2 法人の実績に関する事項 ※基準日 令和 8 年 10 月 1 日	①法人の形態	法人の形態を評価する。 (社会福祉法人、NPO法人等)	20
	②事業所の設置状況	事業所の設置状況を評価する。 (事業所数、事業所所在地等)	10
	③障害福祉サービス等の実施状況	障害者福祉サービス等の実施状況を評価する。 (実施事業数・内容等)	20
	④生活介護事業の実績(年数)	生活介護事業の実績を年数で評価する。	20
	⑤生活介護事業の実績(定員)	生活介護事業の実績を定員数で評価する。	20
	⑥就労継続支援 B 型事業の実績(年数)	就労継続支援 B 型事業の実績を年数で評価する。	20
	⑦就労継続支援 B 型事業の実績(定員)	就労継続支援 B 型事業の実績を定員数で評価する。	20
	⑧特定相談支援事業の実績(年数)	特定相談支援事業の実績を年数で評価する。	10
	⑨障害児相談支援事業の実績(年数)	障害児相談支援事業の実績を年数で評価する。	10
	⑩指定管理施設の運営実績	都道府県又は市区町村における指定管理施設(障がい者施設)の運営実績を評価する。	10
3 職員配置・人材育成に関する事項	①施設長候補の配置について	施設長の候補者の配置について評価する。 (候補者の経験・技術等)	10
	②サービス管理責任者候補の配置について	サービス管理責任者の候補者の配置について評価する。 (候補者の経験・技術等)	10

審査の視点	審査項目	審査基準	配点
3 職員配置・人材育成に関する事項	③有資格者の配置について	生活支援員、職業指導員の中の有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士）の配置について評価する。（配置人数・内容等）	30
	④医師、理学療法士等の職員の配置状況について	医師、理学療法士、作業療法士の職員の配置状況について評価する。（配置人数・内容等）	30
	⑤職員研修体制について	職員が質の高いサービスを提供するために、年間研修計画を作成しているか、研修の機会を提供しているのか、研修体制を評価する。	10
4 サービス内容に関する事項	①生活介護事業について	生活介護事業に関する計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	20
	②就労継続支援B型事業について	就労継続支援B型事業に関する計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	20
	③特定相談支援事業について	特定相談支援事業に関する計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	10
	④障害児相談支援事業について	障害児相談支援事業に関する計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	10
	⑤利用者の送迎について	利用者の送迎に関する計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	10
	⑥強度行動障がい等の最重度者について	強度行動障がい等の最重度者に関する支援方法が具体的かつ適切であるかを評価する。	20
	⑦利用者の家族との連携について	利用者の家族との連携に関する対応方針・計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	10
	⑧関係機関等との連携について	関係機関等との連携に関する対応方針・計画が具体的かつ適切であるかを評価する。	10
	⑨地域等との交流・連携について	地域住民及び地域の社会資源との交流、連携及び協力について、取り組みを評価する。	10
5 管理体制に関する事項	①緊急時、災害時等の対応について	サービス利用中に利用者の病状が急変した場合や施設内外における事故発生に対応するマニュアルの整備や訓練の実施等を評価する。災害時におけるマニュアルの整備や訓練の実施等を評価する。	10
	②苦情解決への姿勢について	利用者又は家族からの苦情等に真摯に向かいあい問題解決をして行こうとする姿勢や取り組みについて評価する。	10
	③法令遵守	法令を遵守して業務を遂行できる体制が整備されているかを評価する。	10

審査の視点	審査項目	審査基準	配点
6 収支予算書・提案額に関する事項	①収支予算書の妥当性など	収支予算書が適切かつ明確である、効率的運営のための工夫がなされているか、収入の見込は実現可能な適切な金額か、提案額の積算根拠が適切かつ明確であるかを評価する。	20
合 計			440

2. プレゼンテーション評価

審査の視点	審査項目	審査基準	配点
1 プレゼンテーションでの説明及び質疑に対する回答	①プレゼンテーションの説明	プレゼンテーションの説明の分りやすさ等を評価する。	20
	②質疑に対する回答	質問の内容を理解し、的確に分りやすく説明していたかを評価する。	20
2 事業に対する基本的な姿勢	①意欲・抱負・熱意等	運営に対する意欲・抱負・熱意が十分に認められるかを評価する。	20
合 計			60

(別紙 4)

リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		説明等
			大野 城市	指定 管理者	
共通 リスク	募集手 続リスク	1 募集要綱等本事業にかかり公表した資料の誤り、変更等に関するもの	○		
		2 応募費用に関するもの		○	
	法令変 更リスク	3 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		
		4 当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法の成立		○	
	税制変 更リスク	5 指定管理者の利益に関わる税制度の新設・変更		○	
		6 消費税の変更	○	○	協議により決定する
		7 上記以外の税制度の新設・変更	○		
	許認可 リスク	8 事業の実施にあたって市が習得すべき許認可取得の遅延・失効等	○		
		9 事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可取得の遅延・失効等		○	指定障害福祉サービス事業所指定申請手続き等
	政治リ スク	10 市の政策変更による事業の変更・中断・中止等事業への影響	○		
	住民対 応リスク	11 本事業に対する（市の要求に起因する）反対運動等	○		
		12 指定管理者が行う業務に関する苦情等		○	
	環境リ スク	13 市の要求に起因する環境問題（騒音・振動・有害物質の排出など）	○		
		14 指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音・振動・有害物質の排出など）		○	

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		説明等
				大 野 城 市	指 定 管 理 者	
共通 リスク	第三者 賠償リ スク	15	自治体の帰責事由による事故により第三者に与えた損害	○		
		16	指定管理者の帰責事由による事故によって第三者に与えた損害		○	
		17	上記以外の理由により、第三者に与えた損害	○	○	リスク条件に応じて、市と指定管理者のいずれか又は双方がリスクを負担する。
	事業の 中止・延 期リス ク	18	市の指示、議会の不承認等による本事業の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す
		19	上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○	
		20	指定管理者の事業放棄・破綻		○	
	委託業 者管理 責任	21	指定管理者が締結する契約の相手方当事者の管理・内容変更等		○	
	不可抗 力リス ク	22	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、争乱、暴動等市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による事業の変更、中止	○		
		23	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、争乱、暴動等市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）により、第三者に与えた損害	○	△	事故時の指定管理者の適切な処置を確保するため、指定管理者にも一部負担させる。

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		説明等
				大 野 城 市	指 定 管 理 者	
共通 リスク	不可抗力リスク	24	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、争乱、暴動等市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による市整備の建物・設備の損害	○		
		25	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落盤、火災、争乱、暴動等市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による指定管理者整備の施設・設備の損害		○	
維持管理 リスク	業務内容変更 リスク	26	市の指示による事業内容・用途の変更によるもの	○		
		27	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの		○	
	施設損 傷リスク	28	自治体の帰責事由による事故・火災等で施設・設備が損傷	○		
		29	指定管理者の帰責事由による事故・火災等で施設設備が損傷		○	
		30	第三者の事由による事故・火災等で市が所有する施設・設備が損傷	○		
		31	第三者の事由による事故・火災等で指定管理者が所有する施設・設備が損傷		○	
	維持管理 コスト リスク	32	市の指示による事業内容・用途変更等に起因する維持管理費の増大	○		
		33	上記以外の要因による維持管理費の増大		○	
	性能 リスク	34	指定管理者の実施する業務内容が市の要求水準に達しないことによるもの		○	

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		説明等
				大 野 城 市	指 定 管 理 者	
運 営 リ ス ク	業務内容変更リスク	35	市の指示による事業内容・用途の変更によるもの	○		
		36	上記以外の要因による事業内容・用途の変更によるもの		○	
	性能リスク	37	指定管理者の実施する業務内容が市の要求水準に達しないことによるもの		○	
	運営コストリスク	38	市の指示による業務内容・用途の変更等に起因する業務量及び運営費の増大	○		
		39	市の指定する団体の参画等に起因する業務量及び運営費の増大	○		
		40	インフレ等物価変動によるもの	△	○	著しいインフレ等物価変動の場合、協議により決定する
		41	金利変動によるもの		○	
		42	上記以外の要因による業務量及び運営費の増大	△	○	
		43	資金調達の遅延・困難等によるもの		○	
	需要変動リスク	44	利用者数などの需要変動による収入の変動		○	
		45	実施条件を超える需要変動	○	○	リスクの条件に応じて市と指定管理者のいずれか又は双方がリスクを負担する
開 始 ・ 終 了 時 の 手 続	開始手続き	46	事業の開始時の手続きに関する諸費用の発生		○	
	施設の性能	47	事業期間終了時における施設の要求性能水準の保持		○	
	終了手続き	48	事業の終了時の手続きに関する諸費用の発生		○	

(様式 1)

質 問 書

団体名称	
担当者名	
電話番号	
E-mail アドレス	

質問 01	配布資料名		ページ No.	
質問 02	配布資料名		ページ No.	
質問 03	配布資料名		ページ No.	
質問 04	配布資料名		ページ No.	
質問 05	配布資料名		ページ No.	

※質問の行間枠の変更は可能です。

※1 ページを超える場合質問は、この様式に準じてページを追加して下さい。

（様式 2）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

大野城市長 様

郵便番号

所 在 地

団体名称

代表者名

印

（生年月日： 年 月 日）（性別： ）

電話番号

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 指定を受けたい施設の名称 大野城市障がい者支援センター

2 添付書類

- (1) 団体の概要調書（様式 3）
- (2) 収支計画表及び提案額（様式 4）
- (3) 提案書（電子媒体を含む）
- (4) 定款・寄付行為・規約・その他これらに類する書類
- (5) 役員名簿
- (6) 団体の事業計画書（令和 8 年度分）
- (7) 団体の事業報告書（令和 5 年度～令和 7 年度分）
- (8) 法人の登記簿謄本（3 ヶ月以内に取得したもの）
- (9) 令和 5 年度～令和 7 年度分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書《明細書付》・キャッシュフロー計算書・株主資本等変動計算書）
- (10) 印鑑証明書（3 ヶ月以内に取得したもの）
- (11) 法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等に滞納がないことを証する書類（3 ヶ月以内に取得したもの）直近 2 年間分
- (12) 必要な資格等に係る証明書の写し
- (13) 誓約書（様式 5）・確約書（様式 6）
- (14) 上記応募書類のうち該当のないものについての申立書（様式 7）
- (15) その他市長が必要と認める書類

(様式3)

団 体 の 概 要 調 書

団 体 名 称					
代 表 者 名					
所在地/電話番号					
資本金（単位：千円）					
人 的 概 要	職員数				
	有資格者等 ※必要に応じて欄を 追加して下さい。	資格の種類	人数		
業 務 内 容					
過去3ヵ年の財政状況 （単位：千円）		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		①総収入			
		②総支出			
		①-②			
団体概要特記事項 （ISO取得等）					

(様式 4)

収支計画表及び提案額

令和 年度

【収入の部】

科目	金額	備考
介護給付費		
訓練等給付費		
計画相談支援給付費		
障害児相談支援給付費		
利用者負担金		
その他		
合計		

【支出の部】

	科目	金額	備考
人件費	職員俸給		
	職員諸手当		
	非常勤職員給与		
	退職共済掛金		
	法定福利費		
事務費・事業費	福利厚生費		
	旅費交通費		
	研修費		
	消耗品費		
	器具什器費		
	水道光熱費		
	燃料費		
	印刷製本費		
	通信運搬費		
	賃借料		
	損害保険料		
	手数料		
	保健衛生費		
	租税公課		
	その他		

科目		金額	備考
管理費	修繕費		
	業務委託費		
	その他		
合計			

※年度ごと（令和 9 年度～令和 11 年度分）に作成して下さい。

※収入・支出科目は必要に応じて追加して下さい。

（様式 5）

誓 約 書

令和 年 月 日

大野城市長 様

所 在 地

団体名称

代表者名

印

大野城市障がい者支援センター指定管理者選定の申請をするにあたり、下記に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている法人等であるもの。
- 2 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている法人等であるもの。
- 3 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等であるもの。
- 4 直近 2 年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等を滞納していない法人等であるもの。
- 5 本件指定管理者の選定に係る大野城市指定管理者候補者選定委員会委員が属する法人等であるもの。
- 6 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人等であるもの。
- 7 過去に指定管理者の指定の取消を受けた法人等であるもの。

（様式 6）

確 約 書

令和 年 月 日

大野城市長 様

所 在 地

団体名称

代表者名

印

大野城市障がい者支援センター指定管理者選定のプロポーザルに参加するにあたり、下記の事項を確約します。

記

- 1 本件に関して、市職員への情報収集及びいかなる働きかけも行わないこと。また、第三者を介しての情報収集及び働きかけを行わないこと。
- 2 本件に関して、他の参加者等と談合又は談合等と疑われる協議・行動をしないこと。
- 3 大野城市財務規則及び関係法令を遵守すること。
- 4 上記事項に違反した場合は、提案書提出の受領拒否、提案書審査の中止及び指名停止等の措置をされても一切異議なきこと。
- 5 提案内容については、市と協議のうえ、必ず履行すること。

（様式 7）

申 立 書

令和 年 月 日

大野城市長 様

郵便番号

所 在 地

団体名称

代表者名

電話番号

印

指定管理者の指定の申請に係る申請書類で、該当がないものを申し立てます

1 該当がない申請書類

2 理 由

大野城市

〒816-8510

福岡県大野城市曙町二丁目2番1号

TEL092-501-2211（代表）

<https://www.city.onojo.fukuoka.jp/index.html>

（所管課）

すこやか福祉部 福祉サービス課

TEL092-580-1853（直通）

fukusi@city.onojo.fukuoka.jp

